

編集後記

——50年後100年後を見据えて——

平成16年の民法現代語化法によって、民法1条3項は、「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」が「権利の濫用は、これを許さない。」と改められた。「之」とは、広辞苑によれば、漢文の音読から発した用法とされ、「①提示した語句を再度述べ立てるのに使う。……国の交戦権は一を認めない。」と説明されるが、民法1条3項もこの用法に倣ったものといえる。

他方、民法9条本文は、「成年被後見人ノ法律行為ハ之ヲ取消スコトヲ得」が「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。」と改められ、「之」がなくなった。他にも民法総則でいえば、例えば、民法5条2項（旧4条2項）、民法86条1項・2項・3項、民法146条等も「之」が消えた。すでに、刑法は、平成7年の表記平易化によって、例えば、刑法38条本文の「罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス」が「罪を犯す意思がない行為は、罰しない」と改められている。憲法は、「これ」を多用しているが、制定当時の（国語）事情が窺われる。

現代語化を徹底するのであれば、民法1条3項も「権利の濫用は、許さない」としたいところだろうが、ここでは「これ」を残した。「これ」を外してしまうと、唯でさえ簡潔な法文自体の重みといったものがなくなる——そんな懸念があったからであろう。ここは、やはり、民法典の冒頭に漢文調で「権利の濫用は、『これ』を許さない」と重厚にかつ威厳をもって宣言しておかなければならない。かくして、民法1条3項は、一つの普遍的な基本原則に相応しい重みのある法文（条文）として、50年後100年後も民法全体に眼みを利かせていくことになるだろう。

民法現代語化の2年ほど前（平成14年3月）に『信州大学法学論集』は産声をあげた。爾来、いろんな艱難辛苦を乗り越えながら漸く一回りの手前まで歩んで来たことを思うと、草創に携わった一人としては感慨深いものがある。現在、本法学論集はひとつの成長期——植物に譬えるなら根や茎や葉が大きく伸びる段階——に入ったと率直に評したい。これからは、頑健で地に足のついた論集に育てていくことが肝要である。学問的意欲に溢れた力作・労作が今後どしどし掲載されるに違いない。大胆にも50年後100年後に『信州大学法学論集』を緋く誰彼=Xの姿を思い描きつつ、編集後記としたい。

紀要・研究委員会／研究・紀要チーム（文責：後藤泰一）